

KAIRO for BUSINESS

海路ニューズレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q & A】 そうだ！ 弁護士に聞いてみよう！ 《従業員のSNS》

(秘書) 少し前に、ツイッターへの投稿の内容を理由に裁判官が懲戒処分を受けたというニュースがありました。この処分についてはいろいろと問題点も指摘されているようですが、一般に、従業員のSNSの内容を理由に、会社が従業員に対して懲戒処分を行う場合は、どのように考えられているのでしょうか？

(笠原) 一般に、会社からの懲戒の対象となるような内容としては、会社の秘密情報を漏洩するものや会社の信用を毀損したりするもの等が考えられますが、まずは、そもそも就業規則に規定されている懲戒事由に該当しなければ、懲戒処分を行うことはできません。

(秘書) あらかじめ就業規則で定めておくことが必要なんですね。

(笠原) そして、就業時間帯以外の従業員の私生活上の行動については、原則として会社は規制することができません。ただし、SNSで会社の秘密情報を漏洩したり、会社の社会的評価を毀損した場合は、例外的に懲戒の対象になります。日本鋼管事件(最判昭49. 3. 15)でも、最高裁は、私生活上の行為を理由に会社が懲戒処分をすることが認められる場合については、厳格に判断しています。

(秘書) SNSで会社の秘密情報を漏洩したり、会社の社会的評価を毀損した場合は、解雇されてしまいますか？

(笠原) 懲戒事由に該当する場合であっても、具体的事情に照らして懲戒処分に合理的な

理由がない場合や懲戒処分が不当に重すぎる場合等は、労働契約法15条によって、懲戒権の濫用として懲戒処分が無効となる場合があります。

(秘書) 具体的なケースごとの判断になるんですね。会社の秘密情報の漏洩や、会社の社会的評価を毀損するもの以外で、SNSが問題になりやすいケースはありますか？

(笠原) 反社会的な意見を発信する場合や社内のパソコンを利用する場合も問題になりやすいです。

(秘書) なるほど、注意すべきことがたくさんありそうです。まずは問題が起これにくいように予防することからですね。

(笠原) そうですね。会社は、SNSの利用について十分に学習して、ソーシャルメディアポリシー等を策定し、従業員に対して、平素から教育・啓蒙活動を実施しましょう！！



弁護士 笠原 輔
(かさはら たすく)

※山下江法律事務所 YouTube チャンネルでは、企業法務セミナーの動画などを公開しております。ぜひご覧ください。<http://urx2.nu/HhMA>



インフルエンザ対策のための予防接種の義務付け

社会保険労務士/松本雄介



今回のテーマはインフルエンザの予防接種についてです。

Q:今年もインフルエンザの時期になりました。社員へインフルエンザの予防接種を義務付けることは可能でしょうか？

A:予防接種法に基づき厚生労働省が発表している予防接種の実施要領について、「インフルエンザの予防接種は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものである」とされています。つまり、基本的には個人の任意で行うべきものですので、会社にて接種を義務付けたとして、拒否された場合、拒否した者に対し懲戒処分等を行うものなら、懲戒権の濫用とされ会社が不

利になる可能性が高いと考えられます。

たとえば、予防接種に対してアレルギー反応を示す方もおられますし、体力が低下している方、妊娠中の方や個人の既往症によっては予防接種に対して慎重な判断が求められ、あるいは思いもしない副作用が生じないとも限りません。何か問題が起きたとき、会社にて強制していたとなれば、その責任を問われる可能性もあります。

インフルエンザの予防接種の効果についても、発症時の症状緩和について一定の効果があるとされますが、感染を完全に予防できるわけではないそうです。

以上により、会社の取り組みとしては予防接種を推奨したり、福利厚生的にその費用の一部を補助するといった程度が限界かと思われます。

フクシマ社会保険労務士法人
2015年より弊所と業務提携

第24回企業法務セミナー報告

「法改正と最新判例にみる、同一労働同一賃金」

第24回企業法務セミナー「法改正と最新判例にみる、同一労働同一賃金」を開催しました。講師は、弁護士の松浦亮介です。今回のセミナーでは、法改正と判例を材料に「同一労働同一賃金」の現在地を確認しました。参加者様から「今後発生しうる課題の認識を持つ上で有益だった。」「労働賃金について今一度見直す必要性を感じた。」「短時間で集中して説明頂けて良かった。」など高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、弊社弁護士との交流を深めることができました。

次回は3月14日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。☞過去のセミナーは「山下江法律事務所 YouTube チャンネル」で公開中！



弁護士 ON・OFF 第 39 回

弁護士 廣田 麻由美

よしもと漫才劇場に漫才を見に行きました。

前日の深夜、思い立ってチケットをとったのですが、たまたまその日は、私と夫の大好きな「笑い飯」が出演する日でした。

お目当ての「笑い飯」は、これまで何度もテレビ等で見たことのある大好きなネタをしてくれました。

予習が足りすぎていて展開もオチも全てわかった状態で観ていたのですが、面白いというより、もはや、貫禄のある佇まいとネタの安定感に感動をしました。

初めて観る芸人さんもたくさんいました。どの芸人さんも堂々としていて、(どんなにすべっていても)めげずにガツガツ前に出ていく姿は、とても

かつこよかったです。これまでテレビ等で観てもあまり興味を持たなかった芸人さんも、生で観ると、過呼吸になりそうなほど笑ってしまい、自分でも驚きました。もっと漫才を見て、芸人さんたちから不屈の精神を学びつつ、反射神経を鍛えようと思いました。

日々の生活に疲れてしまったときは、よしもと漫才劇場に行ってみようと思います。たくさん笑い、その後近くの美味しいお蕎麦屋さんに行ってみようと思います。海老野菜天おろしそばを食べることを推奨します。



事務局コラム 第 39 回 「有名スポット巡りの旅 in大阪♪」 K.M

2泊3日の大阪旅行に行ってきた。

大阪へは何度か行ったことがありますが、観光目的で行ったことがあまりなかったので、事前に観光地を調べ、せっかくなので友人と「大阪の有名スポットへ行こう!」という話から決行に。

大阪に着いてからは、天保山に、世界最大級の水族館「海遊館」と、大観覧車があると知り、まずそこに行ってきました。水族館は、アシカやペンギン、ラッコなど、見ているだけでとても癒される動物もいましたし、サメやエイに直接触れる体験もできました。

そして、水族館のすぐ横にある、高さ112.5メートル、直径100メートルの世界最大級の大観覧車にも乗りました。観覧車がちょうど真上まで来た時、思っていた以上の高さで驚きましたが、そこから見える景色も抜群で、大阪湾や遠くの景色まで見渡せました。所要時間は15分ほどでしたが、上に

行くにつれてテンションも上がって楽しめて、良い思い出になりました。

また、せっかくなので、大阪ベイエリアの名所を周遊する観光船「サンタマリア」にも乗りました。私が乗った時間は昼間で、まだ明るい時間帯でしたが、夜になると、ナイトクルーズやイルミネーションもしているそうなので、また機会があれば夜の雰囲気も見てみたいと思います。

その後もまた場所を変えて、大阪府内を色々回りましたが、2泊3日で今まで行ったことがないスポットをたくさん回れたので、思い出深い旅行になりました。





事務局通信

◆第25回企業法務セミナーのご案内



2019年3月14日(木)

18:30~20:00

講師:弁護士/笠原輔

「ポイント解説!! 能力不足・勤怠不良・メンタル不調の社員対応」

会場: LeReve 八丁堀(中区

八丁堀 1-エイトビル2F)

受講料:顧問会社様無料、一般の方4,000円(※)

※1ヶ月以内に1時間の無料法律相談(税抜1万円相当)付きです。この機会をぜひご活用ください。

☞セミナー後に懇親会あり。詳細はHPをご覧ください。

◆終活ガイド/心託コンシェルジュ誕生



相続(上級)アドバイザー/今井絵美が、この度、一般社団法人終活協議会の終活ガイド/心託コンシェルジュの資格を取得しました。

相続にも大きく影響する介護やお金のこと、お墓や葬儀などの不安をトータルでサポートします。お気軽にご相談ください。

◆東京虎ノ門オフィス開設!

2019年1月5日、弁護士法人山下江法律事務所は、東京虎ノ門オフィスを開設しました。下記日程で内覧会を行いますので、ご都合がよろしければぜひお立ち寄りください。(申込不要/入退場自由)

日時:2月18日(月)16時~18時

☞支部詳細はこのページの下部の事務所情報をご覧ください。

◆相続・遺言講演会&無料相談会(東京)

相続法の改正に合わせて、2016年に山下江が編著した「相続・遺言のポイント 50」を改訂し、「相続・遺言のポイント 55」を出版します。出版を記念して相続・遺言講演会&無料相談会を開催します(申込等詳細はHPにて)。

日時:2019年3月15日(金)14時~

場所:弁護士会館(東京) ※予定

【第一部】相続法大改正の内容について

講師:東京支部長 岡篤志

【第二部】実際にあった相続の怖いお話

講師:代表 山下江

【個別無料相談会】16時~18時



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

《広島本部》 〒730-0012

広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652
電話受付:平日9時~19時、土曜10時~17時

《福山支部》 〒720-0067

福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル 5F
TEL084-993-9041 営業時間:平日9時~18時

《呉支部》 〒737-0051

呉市中央 2-5-2 NSビル 703
TEL0823-25-0077 営業時間:平日9時~18時

相談予約専用ダイヤル 0120-7834-09

E-mail info@law-yamashita.com

《東広島支部》 〒739-0043

東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1
TEL082-423-1511 営業時間:平日9時~18時

《岩国支部》 〒740-0022

山口県岩国市山手町 1-16-10 山手町ビル 402
TEL0827-23-3005 営業時間:平日9時~18時

《東京虎ノ門オフィス》 〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1-5-8 丸の内線虎ノ門ビル 803
TEL03-6632-5355 営業時間:平日9時~18時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは広島本部へお問い合わせください。